入力レベル　搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルによる影響を受けずに測定できるレベル（搬送波の電力が全電力の99%を占める周波数幅を内部雑音に影響されずに測定できる値）
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
掃引モード　連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード　ポジティブピーク
表示モード　マックスホールド
注　繰り返し掃引により１サンプル点にバースト送信時間が含まれれば掃引時間を短くすることができる。

3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的バースト送信状態とする。
⑵　変調符号は、標準符号化試験信号とする。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常の運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号にする。

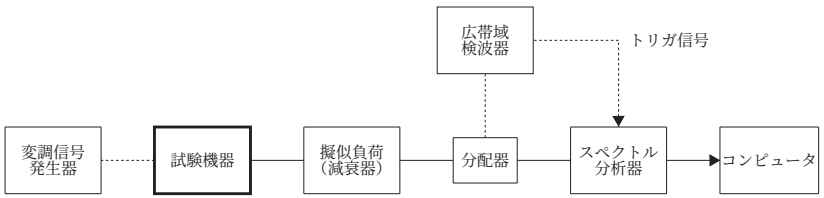
4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を２のように設定する。
⑵　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑶　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
⑷　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。
⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」とする。
⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法
占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

6　その他
⑴　占有周波数帯幅が最大になる符号の設定が不可能で、バーストごとに変調符号が異なる場合には、スペクトル分析器を２のマックスホールド状態の設定のまま10回以上の送信（波形が変動しなくなるまで）を行うことにより、占有周波数帯幅が最大になる符号に代えることができる。
⑵　占有周波数帯幅が最大になる符号の設定が不可能で、通常の変調符号での測定値が15kHz以下であって周波数偏移等を制御しない場合は、通常の変調符号を占有周波数帯幅が最大になる符号に代えることができる。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　スプリアス領域における不要発射の強度
ア　搬送波周波数近傍を除く不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。
掃引周波数幅　９kHzから搬送波周波数の10倍以上までの周波数
分解能帯域幅　参照帯域幅
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

イ　搬送波又は搬送波周波数近傍を除く不要発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。
中心周波数　搬送波又は不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　参照帯域幅
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

ウ　搬送波周波数近傍の不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。
掃引周波数幅　搬送波周波数±１MHz
ただし、搬送波周波数±62.5kHzを除く。
分解能帯域幅　３kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

エ　搬送波周波数近傍の不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。
中心周波数　不要発射周波数（探索された周波数）
探索された周波数が帯域外領域とスプリアス領域の境界近傍の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の１／２だけ離調させた周波数とする。
探索された周波数が搬送波周波数±112.5kHz以下の場合は、中心周波数を搬送波周波数±112.5kHzとする。
掃引周波数幅　100kHz
分解能帯域幅　３kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑵　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度
スプリアス探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。
掃引周波数幅　搬送波周波数±62.5kHz
ただし、搬送波周波数±（占有周波数帯幅の許容値／２）を除く。
分解能帯域幅　30Hz以上１kHz以下（スプリアス発射の許容値を超えた場合、掃引周波数幅をその周波数近傍として分解能帯域幅を10Hzまで狭くすることができる。）
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度